

議案第四十九号

港区立障害者住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立障害者住宅条例の一部を改正する条例

港区立障害者住宅条例（平成九年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「同じ。」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童（以下「里子」という。）」を、「の者」の下に「、当該里子のうち一人以上の者」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土

交通省令第十四号)の施行による特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)の一部改正を踏まえ、同居することができ者の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。